

平成19年度要望書の重点事項

要望書作会議において、重点的に話し合われた事項は以下の通りです。各担当の方々それぞれの現状や今後の方向性についてお話していただく際に、参考になれば幸いです。

1. (行政ー1) 自閉症支援マニュアル作成について

茨城県や長野県の取り組みなどを参考に、乳幼児期から成人期まで各ライフステージにおいて、地域生活・教育・福祉・医療・就労等、それぞれの領域で自閉症児・者に必要な支援を、関係者が共通理解したうえで取り組めるような支援マニュアルの作成について、ご検討いただければと思います。

現状では、自閉症への理解が不十分なために、その都度保護者や本人が関係者に障害特性と本人の状況を伝えるのに苦勞し、支援の方向性がまちまちなため本人が混乱してしまうことがあります。2次障害の予防のためにも、「これを読めばおおよその支援の方向性がわかる」マニュアルがあれば、本人はもとより、支援者にとっても有効なものとなるのではないかと思い、提言させていただきました。

2. (判定基準・療育手帳)

障害に特化した支援を受けるためには、判定は重要な意義があります。自閉症は知的な能力において重度の人から非常に能力の高い人まで幅がありますし、個人内能力のばらつきも大きいです。また、知的な能力だけに着目しては測れない社会性・コミュニケーション能力の欠如というハンディを抱えながら、生きていかねばなりません。

知的な能力が軽度から中度の障害の場合でも、自閉症の症状が重いと、同じ程度の知的障害の人より、特化した支援が必要です。自閉症によるハンディについて、客観的な判定項目と基準があれば、実態に合った判定が受けられるのではないかという意見がでています。

また、自治体によっては、療育手帳のIQの基準を高めに行っているところもあるようですが、高機能自閉症・アスペルガー障害の人の支援が公的に認知されるようになるための手段としても、判定・手帳交付のあり方について、ご検討いただきたいと思います。

3. (地域生活ー4) 発達障害者支援センターについて

発達障害者支援センターの支援で本人や家族が救われたという事例が、自閉症協会の会員から届いていて、当事者への直接的な支援にとどまらず、療育・教育・就労など地域生活に必要なコンサルテーションの役割を担っていただいていることに感謝しています。潜在的なニーズが少なくない上に、発達障害者支援センターの認知がひろがってきていることを考えると、今後担当するケースがさらに増えることもありうるのではないかと思います。ニーズにあった支援が、求める人が必要なときに受けられるようにするためにも、人材の育成・配置についてさらに配慮していただけたらと思います。

4. (地域支援)

障害児・者の福祉関係の支援サービス全般に言えることですが、地域差(市町村)によ

る取り組みの差がまだまだ大きい実態を把握していただき、行政的な指導をしていただければと願います。

今回、話題となったのは障害を持つ子どもの親の負担です。子どもに障害があったら親が全面的に背負うのが当たり前と思われているのではないか？という声が上がっています。母親が働きたくても自力通学ができない子の場合送迎の時間が負担となったり、地域に利用できる学童保育や集団活動訓練事業体がないので思うように就労できないケース、また、母親の就労の便宜のために養護学校ではなく支援学級に通わせているケース、高等養護学校に進学させたいが、放課後の支援がないので福祉就労させるというケース等、耳にします。一人親家庭や経済的に困窮しつつある家庭、障害を持つ子どものほかに要介護の老人がいる家庭など、あたりまえの地域生活を営むのに困難な状況にある人達が、安心して地域生活を送るためにも、あらためて障害を持つ子どもをかかえる家族に必要な支援について、深刻な状況を防ぐためにも、ニーズの把握と対応をご検討いただきたいと思います。

5. (防災・災害時の対応)

大きな災害がおきて、避難や被災した跡の復旧のさい、自閉症児を抱える家庭は多大な困難を抱えることが、近年の大地震などに被災した方々からの体験として自閉症協会本部に寄せられています。退去命令のでている家でも、そこにいるしかなかったという例もあります。私たち支部会員同士でも、自宅にいられず避難を余儀なくされたとき、広い体育館などで一般の人と一緒に避難生活を送れる自閉症児・者はほとんどいないだろうと、話し合い、いざというときどうしたものか途方にくれています。

自閉症協会本部も現在、防災マニュアルを作成していますが、県の防災対策・非難マニュアルなどを策定する際には、自閉症の人とその家族への配慮をお願いします。

6. (教育2—個別の教育支援計画)

個別の教育支援計画が作られるようになり、ニーズに応じた継続的な支援が受けられるようになることを期待していますが、実際は、「担任の先生が変わるたびに子どもの特性や対応について説明しななくてならない。子どももそのたびに不安定になる」「肝心なことが伝わっていない」などの声があがっています。将来の自立を目指した、本人の特性と障害特性にあった一貫した支援が構築されるように、個別の教育支援計画のさらなる充実と実行をお願いします。

7. (福祉的就労)(就労支援)(教育6—就労にむけた教育)

障害者自立支援法の影響で、実習できる施設が狭められてきたのではないかという声があがっています。実習は就労にむけての大切な学習経験です。スムーズに体験できるように、お願いします。

8. (教育—7 高等教育の保障)

中学校までは行き場があっても、その先をどうしたらいいのか、困っている発達障害者と親は少なくありません。実態を把握した上で、緊急に対応していただき、社会的なひきこもりなどの2次障害を防ぐような教育的支援をお願いします。